

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県条例第17号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>導管ガス供給業</u>をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特定ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第4号に規定する<u>特定ガス供給業</u>をいう。次条第1項及び第5項において同じ。）</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、<u>導管ガス供給業</u>、<u>特定ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第6項</u>において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額</p> <p>ウ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</u></p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに区分して行わなければならない。</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>ガス供給業</u>をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第5項</u>において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額</p> <p>ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1417 2056 1453"><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の0.4</td></tr></table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4		

(2)・(3) 略

2 略

3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

4 略

5 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

6 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 略

(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

（不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等）

第49条 略

<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.7</u>
<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1</u>

(2)・(3) 略

2 略

3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

4 略

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

（不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等）

第49条 法第73条の14第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書とその住宅の取得の日から60日以内に（同期間内にその申告書を提出できなかったことについてやむを得ない事情があったと知事が認める場合には、当該やむを得ない事情がやんだ後速やかに）知事に提出してしなければならない。

2～4 略

5 法第73条の14第1項又は第3項の規定は、第1項による申告がない場合においても、その住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、これを適用することができる。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)

第49条の2 法第73条の14第12項から第14項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)

第49条の3 略

2～4 略

5 法第73条の24第1項から第3項までの規定は、第1項による申告がない場合においても、その土地の取得が法第73条の24第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、これを適用することができる。

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とす

(1)～(5) 略

2～4 略

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)

第49条の2 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)

第49条の3 法第73条の24第5項に規定する同条第1項から第3項までの規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書その土地の取得の日から60日以内に(同期間内にその申告書を提出できなかったことについてやむを得ない事情があったと知事が認める場合には、当該やむを得ない事情がやんだ後速やかに)知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2～4 略

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とす

る。

る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第2項及び第42条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。